

郡  
報

第二  
十號



# 目次

## ○報 告 欄

- 一、大正二年度利根郡歳入歳出決算書
- 二、大正二年度利根郡有基金歳入歳出決算書
- 三、大正二年度利根郡罹災救助基金歳入歳出決算書
- 四、大正四年度利根郡歳入歳出豫算書
- 五、大正四年度利根郡立農事講習所費歳入歳出豫算書
- 六、大正四年度利根郡有基金歳入歳出豫算書
- 七、大正四年度利根郡罹災救助基金歳入歳出豫算書
- 八、大正四年一月二十日現在利根郡有財産表

一 五 六 七 一四 一五 一六

## ○論 說 欄

- 一、大正二年度利根郡産牛馬組合歳入出決算表
- 二、大正三年利根郡各町村米作付反別及收穫高表
- 三、大正四年二月廿五日開催利根郡聯合青年會町村會長會議決議事項
- 四、利根郡聯合青年會手工製作品展覽會規程
- 五、國史の教育に就て
- 六、煙草栽培と秋蠶との關係に就て
- 七、吾輩の視たる東村
- 八、利根郡農會旅費支給規則

二〇 二三 二四 二七 三一 四〇 四四 四七

# 廣 告

拜啓

時下東風料峭たる候各位倍々御健勝爲軍國奉賀候陳者大正四年度より郡報從來年六回發行を五、六兩月農蠶繁忙の時を除き年十回部數毎回七百を八百部に増刊の都合に有之而して毎月二十五日印刷に付すべく候條御了知の上投書の方は其前五日即ち二十日迄に發行所へ御送稿相成度此段廣告候也

追て原稿は一行二十二字詰に願上候

大正四年二月廿五日

編 輯 人



來ル四月二日ヨリ五日間沼田町東禪寺ニ於テ別記會則ニ基キ發心會第一回講演會  
開催致シ候ニ付一般諸君ノ參聽ヲ望ム

大正四年二月十一日

杉澤小櫛高小今  
木浦林淵井野井  
權寬安  
熊之里兵丘今發  
助助郎治衛藏助  
菅木小黒中片原  
原村林岩島野澤  
和佐藤久人  
禪嘉善兵新三  
桂郎助太衛助郎  
鈴三小増桑河林  
木浦田原口  
銀德七郎金之清五  
藏充衛作助之郎  
鈴板木桑吉星  
木本柏原澤野  
周仙榮  
太森太之俊猪  
郎一郎助司吉

本會ハ利根發心會ト稱ス  
本會ハ禪學ヲ研究シ健全ナル思想ヲ涵養スルヲ以テ目的トス  
本會ハ會場ヲ沼田町東禪寺ニ置キ毎年春秋二回毎回五日ヲ下ラサル期間講演會ヲ開催シ一般公衆ノ參聽ヲ歡迎ス  
本會ノ師家ハ鎌倉建長寺派管長菅原時保老師トス  
本會々員ハ入室參禪ヲ爲スコトヲ勉ムヘシ但其手續キハ幹事ニ就キ照會セラルヘシ  
本會々員タラントスルモノハ毎回會費金五拾錢ヲ添ヘ郡役所内幹事鈴木銀藏氏ニ申込ムヘシ  
大正四年二月十一日  
會 長 利 友 本 根 發 幹 事 菅 原 禪 桂

報告欄

◎大正二年度利根郡歳入歳出決算書

歲入經常部

第一款 雜 收 入

第一項 物品賣拂代

第二款 各町村分賦額

第一項 各町村分賦額

經常部合計

臨  
時  
部

金五百壹圓  
△金五百四圓

金五百壹圓

△金五百四圓

△金七千貳百貳

△金七千貳百貳  
金七千貳百

△金七千貳百

七百貳拾參圓六

七百貳拾六圓六

部

會幹事  
坂本  
鈴木  
森  
小林  
七郎  
兵衛  
藏

同幹  
事心  
三營  
浦原會  
德禪  
充桂

鈴木 桑吉 星  
木本 柏原 澤野  
周 仙 築  
太 森 太 之 俊 猪  
郎 一 郎 助 司 吉







第一款 徵發費 金壹圓

第一款 徵發物件輸送費 金壹圓

第二款 議員選舉員 金壹圓貳拾五錢

第三款 選舉員 金壹圓貳拾五錢

第四款 土木補助費 金六百貳拾七圓七拾六錢

第五款 土木補助費 金六百貳拾七圓七拾六錢

第六款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第七款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第八款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第九款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第十款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第十一款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第十二款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第十三款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第十四款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第十五款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第十六款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第十七款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第十八款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第十九款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第二十款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第二十一款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第二十二款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第二十三款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

第二十四款 勸業補助費 金貳千貳百八拾圓

◎大正二年度利根郡有基金歲入歲出決算書

歲入之部

第一款 財產收入 金百六拾九圓五拾錢

第二款 財產收入 金百八拾五圓拾七錢

第三款 財產收入 金百八拾五圓拾七錢

第四款 財產收入 金百八拾五圓拾七錢

第五款 財產收入 金百八拾五圓拾七錢



歲入合計

歲入差引金拾五圓六拾七錢豫算に對する増額  
△金千七百四拾圓五拾六錢  
△金千七百五拾六圓貳拾參錢

歲出之部

- 第一款 郡有基金  
△金百六拾壹圓  
△金百七拾七圓參拾九錢
- 第一項 郡有基金  
△金百七拾七圓參拾九錢
- 第二款 諸稅負擔  
△金八圓五拾錢  
△金七圓七拾八錢  
△金八圓五拾錢  
△金七圓七拾八錢
- 第一項 諸稅  
△金七圓七拾八錢  
△金八圓五拾錢
- 第三款 郡費繰入  
△金千五百七拾壹圓六錢  
△金千五百七拾壹圓六錢  
△金千五百七拾壹圓六錢  
△金千五百七拾壹圓六錢
- 第一項 郡費繰入  
△金千五百七拾壹圓六錢  
△金千五百七拾壹圓六錢  
△金千五百七拾壹圓六錢  
△金千五百七拾壹圓六錢
- 歲出合計  
金千七百四拾圓五拾六錢  
金千七百五拾六圓貳拾參錢

◎大正二年度利根郡羅災救助基金歲入歲出決算書

歲入之部

- 第一款 羅災救助基金  
△金貳千六百七拾參圓四拾七錢  
△金貳千七百六圓八拾九錢  
△金參百圓
- 第一項 郡費編入金  
△金參百圓

- 第二項 縣補助金  
△金六拾圓  
△金參百拾參圓四拾七錢
- 第三項 益金  
△金參百拾參圓四拾七錢
- 第四項 現金繰入  
△金貳千圓  
△金貳千圓
- 歲入合計  
金貳千六百七拾參圓四拾七錢  
△金貳千七百六圓八拾九錢

歲入差引金參拾參圓四拾貳錢豫算ニ對スル増額

歲出之部

- 第一款 羅災救助基金  
△金貳千六百七拾參圓四拾七錢  
△金貳千七百六圓八拾九錢
- 第一項 救助費  
△金六拾圓  
△金參百拾參圓四拾七錢
- 第二項 基金編入  
△金六百拾參圓四拾七錢  
△金七百四圓九錢  
△金貳千圓  
△金貳千圓
- 第三項 債券購入費  
△金貳千六百七拾參圓四拾七錢  
△金貳千七百六圓八拾九錢
- 歲出合計  
金貳千六百七拾參圓四拾七錢  
△金貳千七百六圓八拾九錢

◎大正四年度群馬縣利根郡歲入歲出豫算書

- 第一款 雜收入經常部  
金壹圓



第一項 物品賣拂代 金壹圓

第二款 各町村分賦額 金八千八百四拾七圓八拾壹錢九厘

第一項 各町村分賦額 金八千八百四拾七圓八拾壹錢九厘

歲入經常部合計 金八千八百四拾八圓八拾壹錢九厘

歲入臨時部

第一款 補助金 金百四拾圓

第一項 補助金 金百四拾圓

第二款 繰越金 金六百圓

第一項 前年度繰越金 金六百圓

第三款 財産繰入 金五百八拾七圓九拾五錢

第一項 現金繰入 金五百八拾七圓九拾五錢

第四款 雜收入 金百拾五圓

第一項 模範林不用木拂下代 金百拾五圓

歲入臨時部合計 金壹千四百四拾貳圓九拾五錢

歲入總計 金壹萬貳百九拾壹圓七拾六錢九厘

歲出經常部

第一款 會議費 金六百五拾八圓六拾錢

第一項 郡會議費 金五百四拾參圓六拾錢

第二項 郡參事會費 金百拾五圓

第二款 郡吏員費 金貳拾七圓

第一項 郡吏員費 金貳拾七圓

第三款 教育費 金七拾五圓

第一項 獎勵費 金五拾參圓

第二項 調查費 金貳拾貳圓

第四款 勸業費 金五百六十八圓

第一項 技術員諸費 金四百九拾八圓

第二項 調查費 金七拾圓

第五款 電話費 金四拾五圓

第一項 電話費 金四拾五圓

第六款 神社費 金四拾四圓



第一項 神 僱 幣 帛 料 金四拾四圓

第七款 地 方 改 良 費 金四百貳拾九圓

第一項 地 方 改 良 費 金四百貳拾九圓

算八款 豫 備 費 金貳百七拾七圓貳拾六錢九厘

第一項 豫 備 費 金貳百七拾七圓貳拾六錢九厘

歲出經常部合計 金貳千壹百貳拾參圓八拾六錢九厘

歲 出 臨 時 部

第一款 徵 發 費 金壹圓

第一項 徵發物件輸送費 金壹圓

第二款 議 員 選 舉 費 金七拾壹圓

第一項 郡會議員選舉費 金七拾壹圓

第三款 土 木 補 助 費 金七百六拾圓八錢

第一項 土 木 補 助 費 金七百六拾圓八錢

第四款 勸 業 補 助 費 金貳千百拾圓

第一項 勸 業 補 助 費 金貳千百拾圓

第五款 青 年 會 補 助 費 金貳百圓

第一項 利根郡青年會補助費 金貳百圓

第六款 教 育 費 金貳百圓

第一項 講 習 會 費 金貳百圓

第七款 勸 業 費 金四百四拾五圓

第一項 獎 勵 費 金四百四拾五圓

第八款 勸業費本年度支出額 金壹千五百拾五圓八拾貳錢

第一項 模範林業費本年度支出額 金壹千五百拾五圓八拾貳錢

第九款 農事講習所費補充金 金貳千七百五拾圓

第一項 農事講習所費補充金 金貳千七百五拾圓

第十款 郡 有 基 金 金百拾五圓

第一項 郡 有 基 金 金百拾五圓

歲出臨時部合計 金八千壹百六拾七圓九拾錢

歲 出 總 計 金壹萬貳百九拾壹圓七拾六錢九厘

大正四年二月四日議決



◎大正四年度群馬縣利根郡立農事講習所費歲入歲出豫算書

歲入經常部

第一款 事業收入 金壹千八百參拾參圓

第一項 收得品拂代 金壹千八百參拾參圓

歲入經常部合計 金壹千八百參拾參圓

歲入臨時部

第一款 郡費補充 金貳千七百五拾圓

第一項 郡費補充 金貳千七百五拾圓

歲入臨時部合計 金貳千七百五拾圓

歲入總計 金四千五百八拾參圓

歲出經常部

第一款 事務所費 金貳千壹百四圓參拾六錢

第一項 俸給及諸給 金壹千八百四圓

第二項 需用費 金壹百參拾圓參拾六錢

第三款 設備費 金壹百七拾圓

第二款 事業費 金貳千貳百六十參圓

第一項 事業費 金貳千貳百六拾參圓

第三款 郡有基金繰入 金七拾五圓

第一項 郡有基金繰入 金七拾五圓

第四款 豫備費 金四拾圓六拾四錢

第一項 豫備費 金四拾圓六拾四錢

歲出經常部合計 金四千四百八拾參圓

歲出臨時部

第一款 農事講習所購入費 金壹百圓

第一項 農事講習所購入費 金壹百圓

歲出臨時部合計 金壹百圓

歲出總計 金四千五百八拾參圓

大正四年二月三日議決



◎大正四年度群馬縣利根郡有基金歲入歲出豫算書

歲入之部

第一款 財產收入 金八拾七圓九拾七錢

第一項 動產收入 金八拾七圓九拾七錢

第二款 基金繰入 金壹千五百八拾七圓九拾五錢

第一項 基金繰入 金壹千五百八拾七圓九拾五錢

第三款 郡有基金 金壹百九拾圓

第一項 郡有基金 金壹百九拾圓

歲入合計 金壹千八百六拾五圓九拾貳錢

歲出之部

第一款 郡有基金 金貳百四拾九圓九拾七錢

第一項 郡有基金 金貳百四拾九圓九拾七錢

第二款 諸稅負擔 金貳拾八圓

第一項 諸稅負擔 金貳拾八圓

第三款 郡費繰入 金五百八拾七圓九拾五錢

第一項 郡費繰入 金五百八拾七圓九拾五錢

第四款 土地購入費 金壹千圓

第一項 土地購入費 金壹千圓

歲出合計 金壹千八百六拾五圓九拾貳錢

大正四年二月三日議決

◎大正四年度群馬縣利根郡罹災救助基金歲入歲出豫算書

歲入之部

第一款 罹災救助基金 金四百四拾圓

第一項 益金 金四百四拾圓

歲入合計 金四百四拾圓

歲出之部

第一款 罹災救助基金 金四百四拾圓

第一項 救助費 金六拾圓



第二項 基金編入 金參百八拾圓

歲出合計 金四百四拾圓  
大正四年二月三日議決

◎群馬縣利根郡有財產表

大正四年二月二十日現在

| 種別             | 郡有基金      | 罹災救助基金    | 計          |
|----------------|-----------|-----------|------------|
| 帝國四分利公債        | 六〇〇、〇〇〇   | 一、五〇〇、〇〇〇 | 二、一〇〇、〇〇〇  |
| 農工銀行株券         | 六八〇、〇〇〇   | —         | 六八〇、〇〇〇    |
| 有價證券           | —         | 四、〇〇〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇、〇〇〇  |
| 農工債券           | —         | 五、五〇〇、〇〇〇 | 六、七八〇、〇〇〇  |
| 計              | 一、二八〇、〇〇〇 | 二、三四〇、九七〇 | 三、六五九、九三八  |
| 現金             | 一、三二八、九六八 | 七、八四〇、九七〇 | 一〇、四三九、九三八 |
| 合計             | 二、五九八、九六八 | —         | —          |
| 外二畑五反六畝貳拾六步    | —         | —         | —          |
| 山林九拾六町貳反五畝貳拾八步 | —         | —         | —          |

◎利根郡會議員

| 番  | 村          | 議員    |
|----|------------|-------|
| 一  | 新治村大字入須川村  | 神保勝次郎 |
| 二  | 東村大字大原新町   | 小林光三郎 |
| 三  | 沼田         | 桑原榮之助 |
| 四  | 薄根村大字石墨村   | 岡村久五郎 |
| 五  | 桃野村大字下津村   | 高橋政太郎 |
| 六  | 片品村        | 欠     |
| 七  | 糸之瀬村大字糸井村  | 加藤善平  |
| 八  | 古馬牧村大字眞庭村  | 眞庭眞   |
| 九  | 白澤村大字上古語父村 | 増田金作  |
| 十  | 新治村大字須川町   | 梅澤要一郎 |
| 十一 | 川田村大字下川田村  | 深津寅吉  |
| 十二 | 赤城根村大字生越村  | 林貞次郎  |
| 十三 | 水上村大字小仁田村  | 鈴木周太郎 |



十四番  
十五番  
十六番  
十七番  
十八番

沼田町  
久呂保村大字森下村  
川場村大字中野村  
利南村大字戸鹿野新町  
池田村大字岡谷村

議長

副議長

全

名譽職郡參事會員

全

全

全

全

全

全

開會中辭職  
全當選

全

全

全

開會中辭職

全

全補闕

全

林近助

眞下辨次郎

宮田會吉

星野半重

中村平助

宮田會吉

鈴木周太郎

増田金作

高橋政太郎

梅澤要一郎

中村平助

星野半重

林貞次郎

深津寅吉

加藤善平

全補充員

開會中辭職

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

議事參與

利根郡長

利根郡書記

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

岡村久五郎

眞下辨次郎

神保勝次郎

小林光三郎

眞庭眞

林近助

全

坂本森一

岩井辰五郎

東城政治

篠原忠治郎

鈴木銀藏

白石延太郎

岡村久五郎

岡村久五郎



十四番  
◎大正二年度利根郡產牛馬組合歲入出決算表

| 科         | 目   | 歲入        | 之部  | 比         | 較 | 摘 | 要 |
|-----------|-----|-----------|-----|-----------|---|---|---|
| 第一欸 飼養料   | 豫算額 | 100,000   | 決算額 | 100,000   | 減 |   |   |
| 第一目 飼養料   |     | 100,000   |     | 100,000   |   |   |   |
| 第二欸 糶市場收入 |     | 53,950    |     | 54,950    |   |   |   |
| 第一目 糶市場收入 |     | 53,950    |     | 54,950    |   |   |   |
| 第三欸 補助金   |     | 117,500   |     | 117,500   |   |   |   |
| 第一目 縣補助金  |     | 117,500   |     | 117,500   |   |   |   |
| 第二目 郡補助金  |     | 1,000,000 |     | 1,000,000 |   |   |   |
| 第四欸 過年度收入 |     | 62,000    |     | 27,635    |   |   |   |
| 第一目 過年度收入 |     | 62,000    |     | 27,635    |   |   |   |
| 計         |     | 1,869,950 |     | 1,749,585 |   |   |   |

|               |         |         |        |
|---------------|---------|---------|--------|
| 第一欸 事務所費      | 280,300 | 248,875 | 32,125 |
| 第一目 事務員俸給及雇給  | 141,000 | 118,920 | 23,080 |
| 第二目 評議員手當     | 11,000  | 11,000  | 0      |
| 第二欸 旅費        | 133,000 | 115,650 | 7,350  |
| 第一目 旅費        | 133,000 | 115,650 | 7,350  |
| 第三欸 備用品及消耗品費  | 7,000   | 6,905   | 95     |
| 第一目 備用品及消耗品費  | 7,000   | 6,905   | 95     |
| 第四欸 通信運搬費     | 8,000   | 7,400   | 600    |
| 第一目 通信運搬費     | 8,000   | 7,400   | 600    |
| 第二欸 會議費       | 19,500  | 13,000  | 7,500  |
| 第一目 組合會費      | 19,500  | 13,000  | 7,500  |
| 第三欸 事業費       | 78,680  | 64,295  | 4,385  |
| 第一目 種牛馬飼養及管理費 | 27,000  | 19,830  | 2,170  |
| 第二目 種牛馬飼養及管理費 | 27,000  | 19,830  | 2,170  |
| 第二欸 當馬飼養料     | 19,100  | 19,100  | 0      |

書記給料三十六圓技手給料四十九圓九十二錢年末手当二十圓書記辭職慰勞金十圓

消耗品六圓九十錢五厘



|                  |         |         |        |
|------------------|---------|---------|--------|
| 第一目 當馬飼養料        | 一九二〇〇   | 一九二〇〇   |        |
| 第三項 牝馬檢查費        | 二二〇〇    | 二二〇〇    |        |
| 第一目 牝馬檢查費        | 二二〇〇    | 二二〇〇    |        |
| 第四項 糶市場諸費        | 一〇一〇〇〇  | 一〇〇,一四五 | 八五五    |
| 第一目 糶市場諸費        | 一〇一〇〇〇  | 一〇〇,一四五 | 八五五    |
| 第五項 交尾所設置費       | 五七,一八〇  | 五七,一八〇  |        |
| 第一目 交尾所設置費       | 五七,一八〇  | 五七,一八〇  |        |
| 第六項 雜費           | 二八〇,〇〇〇 | 二七五,一七〇 | 四,八三〇  |
| 第一目 雜費           | 二八〇,〇〇〇 | 二七五,一七〇 | 四,八三〇  |
| 第七項 厩舍修繕費        | 七三〇〇    | 七三〇〇    | 外柵其他修繕 |
| 第一目 厩舍修繕費        | 七三〇〇    | 七三〇〇    |        |
| 第八項 產駒犢獎勵費       | 二四七〇〇   | 二四七〇〇   |        |
| 第一目 產駒犢獎勵費       | 二四七〇〇   | 二四七〇〇   |        |
| 第九項 補助費          | 一〇,〇〇〇  | 一〇,〇〇〇  |        |
| 第一目 補助費          | 一〇,〇〇〇  | 一〇,〇〇〇  |        |
| 第四款 負擔金          | 六七,三七五  | 六七,三七五  |        |
| 第一項 產牛馬組合聯合會員負擔金 | 六七,三七五  | 六七,三七五  |        |
| 第一目 產牛馬組合聯合會員負擔金 | 六七,三七五  | 六七,三七五  |        |

|            |           |           |         |
|------------|-----------|-----------|---------|
| 第五款 借入金償却金 | 七三,〇四五    | 四五九,〇一〇   | 三二四,〇三五 |
| 第一項 借入金償却金 | 七三,〇四五    | 四五九,〇一〇   | 三二四,〇三五 |
| 第六款 豫備費    | 一三五〇      | 四五九,〇一〇   | 三二四,〇三五 |
| 第一項 豫備費    | 一三五〇      | 四五九,〇一〇   | 三二四,〇三五 |
| 第一目 豫備費    | 一三五〇      | 四五九,〇一〇   | 三二四,〇三五 |
| 計          | 一,八六九,九五〇 | 一,四七一,五五〇 | 三九八,四〇〇 |

◎大正三年利根郡各町村米作付反別及收穫高表

| 町 村  | 作 付    | 反 別    | 收 穫   | 高      | 一 反 步 | 收 穫    | 高     |
|------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 久呂保村 | 粳 二五〇九 | 糯 二二八三 | 陸 五二三 | 計 四二五二 | 粳 五五八 | 糯 二三四七 | 米 三六  |
| 川田村  | 六八〇四   | 二二四二   | 一     | 八九四六   | 一八七八  | 〇      | 四六二二  |
| 新治村  | 二〇六三   | 四八四二   | 五〇    | 二五二四   | 三七二八  | 八三二    | 四〇四四  |
| 白澤村  | 八〇三五   | 一五二〇   | 一     | 九五五五   | 一三六五九 | 二四六二   | 一六二二  |
| 東 村  | 三三三〇   | 五二一〇   | 一     | 二七四〇   | 四二二〇  | 九五八    | 五四七八  |
| 沼田町  | 八三三〇   | 二四一八   | 一     | 九六四八   | 一七〇八一 | 二三五六   | 一八九三七 |
| 利南村  | 七三六〇   | 一一九七   | 三四五   | 八九〇二   | 一五四五六 | 二七四〇   | 四八三三  |



|      |          |         |        |               |                 |                  |             |           |         |         |         |         |
|------|----------|---------|--------|---------------|-----------------|------------------|-------------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 片品村  | 三、〇〇     | 五、〇六    | —      | 三、六〇六         | 七、五、〇           | 一、三、五            | —           | 九〇、一五     | 二、五〇〇   | 二、五〇〇   | —       | 二、五〇〇   |
| 水上村  | 七、三、五    | 三、一、七   | —      | 一〇、五、六        | 一、二、四           | 三、九、一            | 一、五、五       | 一、五、一五    | 一、五、一〇  | 一、三、〇〇  | —       | 一、四、三三  |
| 桃野村  | 一、六、六    | 三、九、七〇  | 四〇     | 二〇、一、四        | 三〇、三、七          | 七、六、六            | 六、八、三       | 四、六、一     | 一、八、七〇  | 一、八、五   | 一、七、〇〇  | 一、八、五   |
| 川場村  | 一、七、八    | 三、五、八〇  | —      | 二〇、八、四        | 三、四、一、四         | 七、七、五            | —           | 四、三、八、九   | 一、九、六八  | 一、七、八一  | —       | 一、九、八三  |
| 池田村  | 一、七、三、〇  | 三、六、三、八 | —      | 二〇、九、五        | 三、五、七、一〇        | 六、九、七、六          | —           | 四、三、八、六   | 二、〇、六〇  | 一、九、三三  | —       | 二、〇、三六  |
| 薄根村  | 一、八、二、八  | 三、七、六、四 | 一〇、四   | 二、二、五         | 三、六、七、五、一       | 六、八、六、八          | 六、二、四、三、八、一 | 二、〇、三、七   | 一、八、二、四 | 四、四、四   | 一、九、七、一 | —       |
| 古馬牧村 | 一、五、五、〇  | 二、九、四、二 | —      | 一、八、五、九       | 二、四、六、九、五、〇     | 八、六、三、二          | —           | 五、五、五、八、二 | 三、〇、〇〇  | 二、九、〇〇  | —       | 二、九、八、九 |
| 糸之瀬村 | 二、五、五、八  | 二、八、五   | 一、五    | 二、八、五、八       | 六、〇、一、一         | 六、三、八            | —           | 六、六、六、〇   | 二、三、五〇  | 二、二、四〇  | —       | 七、五〇    |
| 赤城根村 | 六、〇〇     | 九、〇     | —      | 六、九、〇         | 九、三、〇           | 一、三、五            | —           | 一〇、六、五    | 一、五、五〇  | 一、五〇〇   | —       | 一、五、三三  |
| 計    | 一、五、一、七〇 | 三、七、四、八 | 一〇、七、一 | 一、八、九、九、五、三、一 | 三、六、九、六、二、五、八、八 | 七〇、〇、三、七、四、六、五、七 | 二、〇、〇〇      | 一、八、〇、一   | 六、五〇    | 一、九、七、二 | —       | —       |

備考 一、町村一町村の順は進達期日の遅速に據る

二、進達期日は當衛に到着したる日を掲げたるものなり

三、表中の數字は町村報告の數字を其儘記載したるものなり

但し反當收穫高は當衛に於て算出掲上す

### ◎利根郡聯合青年會町村長會議

二月廿五日會議を開き左記各項を協議決定せり

### 協 議 事 項

一、手工製作品展覽會開催に關する件

1、開催期日 三月三十日、三十一日、四月一日の三日間開催に決定

2、展覽會規定 別項の如く決定す

二、青年運動會開催に關する件

1、開催期日 十月中旬開催に決定す

2、運動の種類と選手員數左記の通り決定す

(一)、普通競技

(1) 徒歩競走

イ、六百メートル競走

ロ、八百メートル競走

ハ、千メートル競走

(2) 角力

(3) 擊創

(4) 棒押

一 名  
一 名  
一 名  
二 名  
二 名  
二 名



(二) 優勝旗競技

(1) 徒歩競走

イ、六百メートル競走

三名

ロ、八百メートル競走

三名

ハ、千メートル競走

三名

(2) 耐重競走

三百メートル (十五貫の土俵を中途におく)

三名

(3) 綱引 (同点団体決戦の際此団体限り之を行ふ)

計

二十一名

3、運動會規程別項の如く決定す(次號に掲載す)

三、大正四年度豫算に關する件

原案の通り決定

四、模範桑園設置に關する件

御大禮紀念として各町村青年會に於て設置する事に決定す

五、會費納入の時期に關する件

四月一日納入に決定す

追加協議事項

六、會則改正に關する件

利根郡聯合青年會々則第十二條の次に左の一條を加へ第十三條を第十四條と改む

第十三條 本會經費豫算の流用は會長之れを專行するものとす

右大正四年二月廿五日提出

◎利根郡聯合青年會手工製作品展覽會規程

第一條 本會は農家の副業を奨勵するを以て目的とし郡内町村青年會々員の手工製作品を出陳するものとす

第二條 本會に出陳すべき品目數量左の如し

一、藁細工

繩五房、草履二足、蓆類二枚、草鞋二足、俵二俵、蠶網二枚、マブシ四個、其他藁細工二個づゝ

二、草細工

蓆、其他製作品二個づゝ



## 三、竹細工

桑簾、美すゝ細工、其他製作品一組づゝ

## 四、其他副業的手工製作品

第三條 會員以外の製作品にして適當と認めたるものに限り參考品として出陳することを得るものとす

第四條 本會に出陳すべき手工製作品には毎点物品票を附し其町村青年會に提出し町村青年會は之れに依りて出品目録を調製し出品物と共に本會に送付すべきものとす

物品票及出品目録様式左の如し

## 一、物品票様式

| 第<br>號 | 町村名 |    |     |
|--------|-----|----|-----|
|        | 品名  | 代價 | 出品人 |
|        |     |    |     |

## 二、出品目録

| 番<br>號 | 品<br>名 | 數<br>量 | 價<br>額 | 出<br>品<br>人 |
|--------|--------|--------|--------|-------------|
|        |        |        |        | 何町村大字何氏名    |

第五條 町村青年會は其會員の出品物を取纏め開會前日迄に本會所定の場所に出陳すべきものとす

其往復運搬に要する費用は當該町村青年會の負擔とす

第六條 本會の出品物は賣却するものとす

但其賣却は開會第二日目より開始し物品引渡し閉會の翌日領收證券引替にて之れを行ふ

第七條 本會の出品物は毎品之れを審査す

第八條 審査方法は本會の定めたる審査例規に依り之れを行ひ出品人は其査定に對して異議の申立てをなすことを得す

第九條 出品中優良なるものには左の等級に依り褒賞を授與す

一等 二等 三等 四等

出品点數百点以上にして審査成績佳良なる町村青年會には特に獎勵品を授與す

第十條 本會に左の役員を置き其都度會長之を囑託す

審査長 一名

審査員 若干名



委員 若干名

事務員 若干名

第十二條 本會役員の分擔事務左の如し

一、審査員

1、審査に關する件

二、委員

1、出品物の陳列及取片付に關する件

2、出品の賣約に關する件

3、出品ノ整理保管に關する件

三、事務員

1、褒狀調製に關する件

2、會計に關する件

3、出品点数表調製の件

4、等賞比較表調製の件

5、其他庶務

第十二條 閉會後一週間に出品物の引取を了せざるときは其所有權を拋棄せるものと看做す

第十三條 本則は町村青年會長會議を経るに非ざれば變更することを得ず

大正四年二月廿五日提出





◎國史の教育に就て

前號の續き

文學博士 黒板勝美先生講演

然し乍ら吾國が圓滿なる發達の理由は單に地勢上のみの關係と見るのは淺見で、之れを解釋するには日本社會組織の如何を考察しなければならぬ、之れを現在の小事實に就て言へば、一家庭の圓滿は家が地勢上有利な處にあるといふのみではなく、其の組織が上下の關係、即ち親子兄弟の間柄各々其の分を守つて、血屬關係の紊れざるところにある。之れを一村一町にしても、其の時の政治的關係、及び團體の總ての機關が、よく揃つて圓滿に行くのである。若し、組織に於て誤つたならば、どんな人物が有つても、直に瓦解して争を生ずる様になつてしまふ。考ふれば、日本古來の社會組織は世界各國に向つて、誇るべきあるものを持つて居る。それあつて始めて、日本の日本たる所以がある。又今



日國民として自覺せねばならぬ處のものを持つて居る。地勢の上の事は只社會組織を發達せしめたいふ丈で、天然界の現象はもとより主とはならない言ふ迄もなく吾國組織の特色は皇室が中心で即ち皇室中心的社會であると、同時に、之れが纏て世界無比の点である。

然らば皇室中心主義とはどういふものかといふに、今之れを圓球に例ふれば、球心が即ち皇室で其周圍に繞つて居る所のものが、即ち國民である。かういふ例は外國にはない。之れを支那に比較をすれば其著しい差が明になる、支那は昔から漢人種が這入つて、國民の大部分が、漢人種であるが、其の漢民族を支配する主權者は、多くは中央亞細亞邊から、或は滿州邊から、侵略して來て漢民族を征服したものが主權となつたのである。今支那の社會組織を例へていふならば、圓錐形組織ではなからうかゝりして主權者は、常に其の圓錐形の頂点に在る圓錐的社會にあつては、主權は人民を壓迫する位置にある。支那は常に主權者に壓迫されて居る。随つて主權者は一時壓迫するけれども壓迫には反抗が伴ふもので、主權者は反抗を受けつゝ、其の下に支那國民特有の社會が成立つたのである。今日に於ても、支那社會組織を見れば、主權者袁世凱があつても、財力主力で壓したので國民の信頼がある譯ではない、故に若し反抗力が漸次増大すれば、直に立つて、主權の首を刎ねるかも知れない。なぜなれば、圓錐形の頂点を取ることとは左程難事ではない。又其頂点をとつても、不完全ながら、圓錐体は存し得る如く、主權者を首刎ねても社會は存在し能ふのである。

翻つて考え見るのに、日本はどうであらうか、さう簡單にはいかぬ。皇室中心であるから、國民と別々にすることは出来ない。なぜならば、圓球の中心を取去るには圓球を粉々に破壊しなければ顯れて來ない、君臣一体皇室中心主義なるものは、日本が世界無比なる根本の一つで、日本國存在の限は丸となつて永續するのである。

此の圓球社會が、圓錐社會と全く無關係であつたならば、両者は其の儘存在したであらうが、即ち此の圓球社會の我が國は、圓錐社會の大陸文明に接觸せざるを得なかつた。大陸文明はちよいと我が國へ這入つて來た。そこで外國文明は、善い物も這入れば又悪いものも這入る。随つて支那的社會組織が、漸次這入る様になつてから、圓球なる我が社會組織が其影響を受けて、時に變じた時代がない譯ではない。一例を言へば、我が國には元來階級的思想はなかつた、寧ろ先天的に之を嫌ふた民族である、華族だとか、其の他特別の待遇を受ける制度は皇室の恩典であるから、言ふべき事では無いかも知れないが、寧ろ、無い方が善いと考へる人が多い。現に今日の華族中にも、一代華族論を稱ふるものさへもある。

元來圓い球の中に於て、何所に上下の區別を附すべきであらうか、中とか外とかは云へやうけれ共、何れが上何れか下かは云ふ得べきで無い。處が支那では上下の區別が明瞭に存在する。主權者は常に社會の絶頂に居る、而して上は下を壓し下は上に反抗する。日本には上下の區別なく、壓迫なく反抗



なく、一所に固まつて居る。日本古昔の勅には、國民を「倉人草」と云はせ給ふた位で、皇室の休戚は臣民の休戚、臣民の休戚は、天皇の休戚である。仁德天皇の詔勅や、醍醐帝寒衣の御製にも、壓迫あつた御事蹟は、見出すことが到底出来ないものである。天皇が國民に對して壓迫を加へたといふ事實の無いのみか、更に誇るべきは彼の外國に於て見るやうな、臣民が皇室に反抗したといふ様な事件の無いことである。天皇も人間であるから、御一身については種々書いた書物があるが、國民關係に於ては寸毫も無いのである。武烈帝の惡虐の如きも。朝鮮の暴君の事蹟が間違つて傳へられた證明がある私も此の說に賛成する。主權者の壓迫は上下の區別ある國民にある。支那世界の文明に接觸した爲に我が國体が圓錐形に近くなり、國民性を失はせた時代が無かつたでもない。彼の藤原氏の勢力が漸く強くなつた頃平將門の反逆した事がある。此の事實については、なほ研究すべき餘地が有らうが、兎に角支那の考が國民の頭に浸み込んだ結果である。

又宗教方面にしても、始め支那から這入つた佛教は、朝鮮支那に於て發達した佛教で、頗る階級的色彩を帯びて居た、其れは此の地方にはないが奈良の附近にある斯くの如き佛教は我が國民性に會はないので忽ち新宗教のために信仰の方面を失つて昔の名残を古佛古建築に留めて僅に残つて居る、そこを鎌倉時代に起つた真宗日蓮などの新佛教は極めて平民的で其等が信仰を繋ぐ事を得て今日まで命脈ある所以である。

猶はこの皇室中心社界からどう云ふことが起るかといふに主權者が國民に壓迫を加へないために、勿論主權者に反抗するものは寸毫もあるべき筈がないばかりでなく、出来るだけ忠實に主權に奉公しやうといふ精神の顯れがある。之れが我が國の忠君である。壓迫されれば反抗するのは人間感情の自然で理性に訴えては寛大にするといふ念も起るか知れないが所謂こゝにいふことは復讐的に起る主權者が壓迫を加へ國民が反抗すると同時に、遂には殘忍酷薄の心が生ずる様になる。歐洲や支那に於て外人を非道く扱ふのは彼方が外人に非道い目に會つたことのある爲である、羅馬が盛に野蠻人に荒された、後代東洋人に非道い目に會つた事は永い間である、其の後歐洲人が力を得て東洋人を苦しめる時代が現續して居る。

日本人はう云ふ思想が少ない、現に今日世界の大亂に當つて、露佛獨の捕虜が、澤山に來て居るが非道い目に會つて居ないのみか、却つて好遇されて居る、換言すれば我が國民は敵を愛する心がある此の事實は我が國民が、他國から壓迫を加えられた事のないのを證明して居ると同時に、又皇室中心主義の結果であると云へる。此所に只一つの異例は我國内に於ける異民族の撲滅である昔は我々の祖先と同じ祖先ばかりではなかつた、アイヌ族があつた、九州地方には南洋の土民と同種族のものもあつた。此等が大和民族と同化するまでには随分長日月を要した。東方では此の上野がアイヌ征伐の重要地点で下野を一步這入れば奥羽はアイヌの根據地であつた。



アイヌが全く驅逐されたのは、桓武時代田村麿呂の時と認めてよからう。奈良朝時代に於ては民族より考ふれば、異民族である。爰に永い間反抗したのは偶々國民武勇養成の一原因となつて居る。之れが即ち皇室に對する報公として、吾が民族に顯れた。

又アイヌと對向の結果、上野は歴史の傳へる處によれば、豊城入彦の命の時代より東伐作戦根據地であつた。之が爲に上野下野は早くより開け、舊い歴史の殘存物、即ち古墳の如き立派な物が多いのみならず、上野地方の武勇は、神功皇后の三韓征伐以後屢々用ひられた。上毛吉備の朝鮮征伐の殊功の様なのは關東武士絶大の遠因である。

そこで日本の發達した原因は二つある。一つは、外國から貰はないで、自身發達したもの即ち此の皇國中心主義と、一つは此の武勇の精神とである。文明的方面なる學門藝術の如きものは、皆大陸から貰つたもので、此の方面は大に大陸化したところがある。隨て國有の特性は變化して來たが、外國文明の爲に此の皇室中心主義が破れる様な事はなかつた。惟ふに外國文化の輸入といふ事は、人に飯の様なもので輸入が多い程其の國が強くなる。隨て其輸入には、善い物もあれば悪いものもある。其の善い、悪い共に取入れられるのは、强健なので、善いとか悪いとかを考へて、考慮する様な時代は、已に衰へつゝあるのである。恰も健康者が何でも胃の中に取入れても支障のない様なもので、已に滋養物とか不消化物とかいふ様な考慮を用ひる様になつては、其人は最早病が膏盲に入つて居る様なものである。

である。

日本社會は組織に於て、この強固なる組織を持つて居た。隨てこの強い體質の中に、外國文明を取入れて、善いも悪いも盡く消化してしまつたのである。之れが我が國の偉い点で、之れが又、最大切な点でそれを知らしめるのが、我日本歴史の使命で教育上大に意を用ふべきところである。

次に、日本歴史研究上、材料に就て少し述べて見度いと思ふ。元來之れは専門家のなすべき仕事であるが、然し乍ら其總てが一人で出来るものではない、卑近な例で御話すれば、吾々の口にする料理の一品も、幾人かの手を経て始めて出來上つたものである。舟を漕ぐ人、網を引く人、市場に鬻ぐ人、女中妻君之等幾人かの人の手を経て出來上つたもので、而もこのまゝのものではなく、砂糖とか、醬油とかで、旨く口に合ふ様にこしらへられてゐるのである。歴史の場合に於ても順序は全く之れに相當するのである。其の根本に於ける漁夫がよくなくてはならぬ。歴史でいへば、材料の保存といふ事が大切になる。吾々の眼前にあるものに、過去のものがある。極端にいへば、大部分が過去のもので之れが即ち歴史上の材料である。古墳の如き、之れを信仰的に大切にせざるべからざるのみならず、實に上代文化の程度を示すものとして、尊重しなければならぬ。外國では、石造の家などが多い爲、よく保存されて居る。埃及などには、六千年以前のものがあるが、日本には無いのである。只地下に隠れたる墳墓がある。之れ等は、鄭重に保存したい。獨古墳に限つたのみでなく、一寸したものでも



兎に角舊い時代と思はれるものは總て歴史の材料となるものであるから、併せて保存すべきである。元來史蹟保存といふ事は、ごれだけの範圍かは人によつて各々見解を異にして居る。思ふに我が祖先以來の活動の顯れは、總て史蹟と見てよろしい。今迄は政治文學のみを重じて、日常生活を忘れて居つたが、社會組織の根本である日常生活の有様を研究せずしては、社會現象を見る事は出来ない。一町一村の研究も、日常生活を離れては之れを見る事は能はない、故に今日吾々の研究は、社會上のさういふものを蒐めて、研究する趨勢となつた。骨董的美術的のものばかりでなく、實につまらぬ物でも吾々に取つては有難く思はれる若し舊いものがあつたら、何でもそれを保存せられて、それを學者に提供されんことを希望する。さうして、其の保存の任にあたるものは此所に御集の青年諸君に依頼したい一体、かういふ仕事は、警察力や、罰則などどうまくいくものではなく、要は地方の人の精神的活動に俟つ外はない。これをするには現に獨逸に於て行はれて居る、郷土保存といふ様な方法が欲しい。又それが國を護り、國を強くすると云ふ事になる。この精神が有つてこそ忠君も説け様、愛國も説けやう、教育上に於ては之れが又愛國及び護國精神思想の一般的鼓吹の基となる。

それであるから、若し郷土誌編纂といふ様な場合には、徒に斷定を下さずに、材料の蒐集といふ事に努めて貰いたい。即ち有形的のもの、無形的のもの、總ての保存を希望する。茲に有形的の保存はやすいが、無形的即ち目に見えぬ物の保存はむづかしひ。例へば傳説歌謠などは、是である。斯う云ふ

ものは時代の色彩を帯びて段々かはつて行く。若し今日に於て、之を保存せなかつたならば、遂に間違つて行く恐れがある。有形物にしても、漸く時代の色彩を帯びるまで、鏝が出たり、苔が生える出来るだけ古きが儘に、置く事が郷土保存の眼目である。若し又新舊の區別が出来なかつたならば、何うか前のまゝ保存せられたい。唯社界の進運を妨げる加きものは拋棄しても止むを得ない。さすれば五百年前のものを、我々が見るに等しく、今のものが五百年後には見られる。此の点に向つて、出来るだけ國民教育に當るもの、及青年の諸君に於て意を用ひられん事を希望する。

佛の教に四恩と云ふことがある。一に國土の恩、二に君恩、三に親の恩、四に衆生の恩といふ。この衆生の恩といふのが面白いので、之を極めて通俗に云へば、總ての物を大切にせよといふ事である。又之が儒教の仁義、佛の慈悲、現今の公德心といふ様なものに當るので、其等の事については、くどくしく申す要は有りませんから、畧します約説すれば、歴史の意味をよく御考になつて、現在のものと引較べ、將來の龜鑑として我々祖先の活動の顯現と見るべく、隨つて其の史蹟遺物を大切に保存されたいといふ意味なのです。又日本の社界が、其の淵源する所極めて遠く、深く、皇室中心主義を以て、之を萬世に傳ふるには、其が健全なる發達上、我が祖先活動の過去の歴史に見て、將來を守らねばならぬ、之が國史教育上意を用ふべき点である。以上幾分でも了解出来ましたら私の目的を達することが出来て本懷だと思ひます。



辯が悪くつて御倦怠を來したらふと思ふ点は、幾重にも謝して之で今日の講演を終りたいと思ひます

(拍手喝采)

## ◎煙草栽培と秋蠶との關係に就て

後 閑 祐 次

昨年度より本郡中、川田、桃野、新治の三ヶ村は煙草試作として認可された、其の際專賣局からも豫め一通りの注意はあつた事と思ふが尙一般關係者諸君に御參考までに、煙草の蠶兒に及ぼす關係を詳述して見たいと思ふ。

煙草の蠶兒に有害なる事は古より唱へられ養蠶中は室内に於て、喫煙する事を忌むの事實はよく知らるゝ所ありと雖も栽培中の煙草の蠶兒に及ぼす害に至りては廣く知られずして、煙草耕作地に於て秋蠶飼育者が思はざる失敗を蒙りたる事往々あり、これが爲め東京高等蠶絲學校(元東京蠶業講習所)にては明治三十六年より全四十二年に至る七ヶ年間に亘り、栽培せる煙草が如何に蠶兒に害ありや其の害物は如何なるものなりやの問題に就て試験せり今左に該試験の成績を概記すべし

### 一、毒物の化學的試験

イ、煙草より發散して桑葉に附着し蠶兒を中毒せしむる毒物は、諸種の化學的性質に於て全く煙草の毒素ニコチンと一致せり即ち其の毒物のニコチンなる事を知る、このニコチンの有毒桑葉中に

存する分量は極めて微量にして、蠶兒に激烈なる中毒を起さしむるも生葉百萬分中僅かに五十六分を數ふるにすぎず

ロ、煙草畑に接近せる桑園の桑葉は其の開花期より以前は少しも蠶兒に害なきも其れより以後は煙草葉の黃熟するにしたがひ、有害の度を増進し、收穫の時に於て極度に達す。

ハ、煙草葉の綠色を帶ぶる間は、其れを桑葉と混じ細判して、蠶兒に給與するも害なし、又煙草の花粉と之れを桑葉に混じて給與するも毫も被害を認めず、黃熟せる煙草葉はこれを桑葉と混じて蠶兒に與へば甚害あり。

ニ、有害なる桑葉を熱して蒸溜せる液を他の無害桑葉に塗附せば有害となる即ち有害物の揮發性なるは明なり。

ホ、蠶兒の被害輕微なる時は蠶兒は頭を上げて靜止し恰も眠に就けるが如し、然れども体狀を熟視する時は脱却少しく外方に開きて、体をさへる力弱くして活氣に乏し、尙少しく微候の重きものは第二、第三、環節を曲げて背面に近づけ又は反對前にかがめるあり就眠の如く靜止せるもの指頭を以て軽く觸れば直ちに驚れ其まゝ暫く起さず、尙微候重きものは多く口より黃褐色の液を吐出す。

輕害なるものは一時右の如き徵候を呈し靜止するも時間を経過せば徐々に歩行し桑を求めてこれ



を食し全く恢復すべし、蠶兒が有害物を食し被害の徴候を呈するには早くして三四十分遅くは五六時間を要す。

概して稚蠶は被害し易く壯蠶は幾分害に耐へる力あるものゝ如し。

## 二、距離及び方向地勢等に關する試験

イ、煙草畑の附近にある桑園の桑葉が蠶兒に有害なる程度は畑と園との方向とに關係あり即ち煙草より發散するニコチンは遠距離まで飛散し耕作段別二段歩の畑にありては四十間の遠きに及ぶ事あり。

ロ、このニコチンの飛散するは風位に伴ふものにして風上に少く風下に多し、故に夏秋蠶用桑園の附近に煙草を栽培せんとするには成るべく、其の地方に於ける恒風の方向を考へて風下の地を擇び四十間以上の距離を設くるを安全とす。

ハ、煙草畑と桑園との間に風の流通を障害する土手、家屋、森林、及び藪等存在する時は輕減せらるゝが全く無害となる。

ニ、この發散する毒物は空氣より重きを以て傾斜地に於ては低地に向つて沈降す故に煙草畑に近く桑園ありて後者の土地前者より低き所にありては有害なれども、高所にありては無害なり之の理によりて例へば煙草畑に近き所にありても高刈桑園又は高木桑園にては害少し。

## 三、天氣並びに摘採時期試験

イ、桑葉が、煙草より發散したるニコチンを有する分量は天氣の模様によりて差あり晴天又は雨天の時より曇天の場合最も多し又一日の中にては晝間よりは夜間に多し。

ロ、桑葉の有するニコチンは自然に放置するも漸次消散し撒水若しくは降雨のある時は消散する事早し故に煙草畑の附近にありて毒物を有する憂ひある桑葉を飼料に供せんとする場合は朝若しくは日中摘採せず成るべく夕刻に於て摘採し又天候の模様より云ふ時は曇天或は晴天の時よりも降雨の後水分の乾くを待ちて直ちに摘採すれば害少し。

## 四、毒物消散に關する試験

毒物消散の經過時間を見るに毒物に接觸する時期の長短によりて、消散する時期に長短あり試験の結果によれば左の如し

鉢植の桑を成熟しつゝある煙草畑の間に置く事二晝夜なるものは四日間にて中毒蠶兒を見ざるに至る四晝夜なるものは十日間にて無害となり、六晝夜なるものは十三日を経て尙中毒の性狀を呈す之によりて見れば煙草畑に接近せる桑葉は煙草全部收葉せる後二週間を経るも被害なきを保證するあたはず。



## ◎吾輩の視たる東村

前編の續き

東 城 吞 舟

東村の民風質朴剛氣古來幾多の偉人を出したること前記述ぶる處の如し然るに大正二年八月以來利根發電株式會社經營に係る水力電氣工事村内に起り數千の工夫等他府縣より輸入せられ村民又賃金の高きに眩惑し先きを争ふて工事に従ふを以て耕地の荒廢を來す否賃金を得るが爲めに浪費者漸く多く尙ふべき質朴剛建の民風は驕奢華美に變轉しつゝあり歎すべきかな夫れ工夫等の輸入は一面智識交換の利あるも是等社會中往々世人の忌むべきものありて善良の風俗を破壊す偶々水電工事の勃興は町村の財源を殖やし村民に作業を與ふるを以て經濟的關係に於て東村の幸福なるが故に此時に際し賢明なる元老諸氏が協力一致互に想警しめ勞銀の幾分を蓄積せしめ以て民力を養成し町村百年の基礎を定むべきに事茲に出です且つ智識交換の結果は徒らに論を好むの風を生じ動もすれば單に理事者の施設經營を難せんとす豈に痛歎可惜の至りならずや而も明治卅九年以來村税滞納の弊風漸く生じ大正二年に於て最も甚しく六百餘戸の内滞納者五百餘人滞納金額數千圓各階級の人を網羅す幸ひにして小林寛一郎氏の如き剛毅の村長就職せられたるも積年の弊風容易に改善すべくもあらず倍々滞納の増加するを見る大正三年十月三十日郡長は情況に鑑み涙を振るつて責任者を罰し且つ監督權を發動して郡書記野上茂君に村税滞納處分代位執行を委任する野上君は余の課僚なり年少沈勇各課の事務に通し最も適材なり當時余は君に囑望し以爲らく好漢必ずや委任を完ふせん然れども巷說東村の蠻風を聞き心竊かに警察事故者の續發を期待し君を激勵して言ひたりき君の此行壯士志を決して虎狼の窟に入るの慨あり嗚呼士は己れを知るものゝ爲めに死す時に或は從容職に殉ず又樂しからずや君唯微笑して首肯するのみ十一月二日余は野上君を送つて東村に至り各區長を役場に會同し處分執行に關して左の數項を約す

一、日割を定め滞納者を各區長宅に集合せしめ當日野上君村長同伴其席に臨み熱誠を以て納稅義務心を鼓吹し數日の猶豫を與へ可成差押着手前納付せしむる事

一、前項猶豫期間内に納付せざるものは嚴格に滞納處分を執行する事

一、處分執行は元老、名譽職重立より先づ之れを爲す事

而して尙ほ一言各區長に告げて曰はく要するに東村現今の狀態は正に危急存亡の秋なり此時に當り吾人は本村を救済すべく天使を帯びて來る若し村民中正義の吾人を誤解し苟も職務執行を妨害するものあらば直ちに其罪を問はむ若し又吾人を刺して東村を救ふ理あらば即ち吾人を刺せ勵聲一番慷慨淋漓たり爾來野上君は雪風沐雨の辛酸を嘗め滞納處分を勵行する事三ヶ月間一人警察の事故者なく克く委任の實を擧ぐる事を得たるは抑も野上君の措置宜しきに依るべしと雖ども畢竟東村は巷説の如く蠻風ならず村民一般文明的にして法律思想に富む以因ならずとせず噫々東村の狀態は元龜、天正の時代群雄の割據に酷似す此際衆望を負ひ一村を統御する英雄の現出せざる限りは吾人は歴史ある東村の保存



上群雄各位の常識に訴へ當分和議を請ふの情や切なり然るに本年二月十一日野上君解任飯廳に際し村會議員諸氏は君の爲めに精神的慰勞會を催はされ余も又縣稅滯納處分旁々出張中招かれて其席に列し村治上互に意見を交換し誤解を去り歡談湧くが如し之れ即ち群雄和議の前兆にあらずして何ぞ殊に當日村會を傍聴したる處久しく欠員の收入役に最も適任と認むる高橋廣松氏當選せらるる其他出納検査委員の選舉及び町村旌彰規程設定の件村是調査の件等頗る機宜に適ふ要件を議決せらる而して議員各位が問題毎に慎重審議せられ熱心自治を研究せらるゝ狀實に敬服に堪へざりき思ふに吾が親愛なる東村の治績之れより擧がり範を天下に垂れ現今の狀態を他日の茶話たらしむ蓋し近き將來にあるべきか終りに臨み東村の前途を祝福し村民各位の健康を祈る

## 附 錄

利根郡農會旅費支給規則左の通相定む

大正四年二月廿三日

利根郡農會長 坂 本 森 一

### ◎利根郡農會旅費支給規則

第一條 本會の役員職員及議員にして會務の爲め旅行したるときは本則に依り郡外に亘る旅行なるときは甲號表郡内のみの旅行なるときは乙號表に依り旅費を支給す

甲 號 表

| 職 種             | 名 別 |       | 車馬賃一里 |     | 汽車賃一哩 |   | 日當一日 |      | 宿泊料一夜 |   |
|-----------------|-----|-------|-------|-----|-------|---|------|------|-------|---|
|                 | 會 長 | 副 會 長 | 二十    | 五 錢 | 四     | 錢 | 壹圓   | 二十 錢 | 二     | 圓 |
| 評議員、議員、幹事、書記、技手 | 二十  | 錢     | 三     | 錢   | 八十    | 錢 | 一    | 圓    |       |   |



乙 號 表

| 職 種   | 名 別 | 技 手          |     |       |
|-------|-----|--------------|-----|-------|
|       |     | 評議員、議員、幹事、書記 | 會 長 | 副會長   |
| 車馬賃一里 | 二十錢 | 十五錢          | 二十錢 | 一圓    |
| 日當一日  | 一圓  | 五十錢          | 一圓  | 一圓五十錢 |
| 宿泊料一夜 |     | 一圓           |     |       |
| 日額    |     | 金一圓二十錢       |     |       |

第二條 陸路六里未満の旅行に在りては會務の都合に依り宿泊したる場合を除き日當は之を半減す但

評議員並議員は此限にあらず

第三條 本則に定めたるものゝ外旅費支給に關しては明治四十三年勅令第二百七十四號内國旅費規則を準用す

第四條 本則は大正四年四月一日より之を實施す

第五條 利根郡農會職員旅費支給規程は本則實施の日より之を廢止す

大正四年三月二日印刷  
大正四年三月五日發行

(非賣品)

發行人 利根郡長 坂 本 森 一

編輯人 利根郡書記 東 城 政 治

群馬縣前橋市北曲輪町七十一番地

印刷人 橋 本 政 男

群馬縣前橋市曲輪町百五番地

印刷所 成 立 舍

發 行 所

群馬縣利根郡役所